

国内販路拡大支援事業業務 仕様書（案）

産業労働部営業局

この仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う、国内販路拡大支援事業業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

国内販路拡大支援事業業務

2 目的

物価高に伴う原材料費等の製造コスト高騰による商品価格の値上げにより販売に苦慮する事業者支援として、大規模展示商談会の場を設けることで更なる販路開拓を支援する。

3 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

4 業務内容

（1）大規模展示商談会への出展の実施

受託者は、県産品の更なる販路開拓・拡大を図るため、以下の内容のとおり大規模展示商談会への長野県ブースの出展を行うこと

① 出展会場及び会期

「東京インターナショナルギフトショー 秋 2024年（会場：東京ビッグサイト、会期：2024年9月4日～6日）」

② 出展事業者及び商品の募集・選定・管理

委託者と連携のうえ事業者募集要項等を作成し、出展事業者及び商品の募集・選定・管理を行うこと

③ 長野県ブースの企画・運営全般

出展ブースの確保、ブースデザイン、展示会主催者や出展者との連絡調整、その他運営全般に係る事務手続を行うこと

ア 長野県ブースとして、委託者及び展示会主催者と調整の上、最低12事業者が出展可能となるよう、6小間程度のスペースを確保すること

イ バイヤーが立ち寄りやすく訴求力のあるコンセプト、デザイン、配置を企画すること

ウ 展示会主催者や出展者との連絡調整、書類作成等の出展に係る必要な手続を行うこと

エ 展示に必要な什器等を用意し、ブースの施工、装飾、商品ディスプレイ等を行うこと

オ 出展者による試食提案行為が可能となるよう、ブース内に手洗い場及び冷蔵冷凍庫を設置すること

カ コンセントを各出展者のブース分（合計12個口）設置すること。

- キ 出展期間中は出展商品の PR 等を補助し、出展者とバイヤーとの商談が円滑に行えるようサポートすること
- ク 会期終了後、長野県ブースの撤去を行うこと
- ケ 商談会開催後、出展事業者にアンケートを実施すること。アンケート項目については、事前に県と協議の上決定すること
- コ ブースの装飾にあたっては、過去に展示会に出展した際に使用し、県が保有する下記の壁面バナーを再利用することも可能とする

【壁面バナー ※下記番号①～⑥について分割可能な仕様】



【素材：ターポリン サイズ（全長）：W600cm×H270cm】

(2) 問合せ対応

受託者は、委託期間中に、受託業務に関する出展企業事業者及び展示会主催者等からの問合せに対応すること

(3) 自由提案

本事業の目的に資するもので、仕様書に記載の内容以外に効果的な取組があれば、経費の範囲内で提案すること

(4) その他

- ① 本事業の実施に必要となる一切の経費の支払いを行うこと。なお、出展事業者からは本事業の委託費とは別に参加費として 55,000 円を徴収すること
- ② 参加費については、本事業の必要経費に充てるものとし、委託者が支払う委託費及び出展事業者から徴収する参加費により本事業を実施すること
- ③ 経費の積算にあたっては、本事業に要する経費の総額から、徴収した参加費の合計を除いた額が、委託者が定める費用の上限額（4,453,000 円）以下となるようにすること
- ④ 参加費の受入れについては、受託者が行うこと
- ⑤ 出展事業者の交通費、滞在費、商品サンプル等の運送費及び提供費等は出展事業者の負担とする

5 成果品

(1) 業務完了報告書

受託者は、本事業完了後、委託者が指定する日までに、以下の内容を記載した業務完了報告書（紙媒体および Word、Excel 等の電子データ）を提出すること

① 経費明細

会場費、事務員等の人件費、ブース装飾及び費用、各種備品費用、その他経費など、事業の実施のための必要経費全般が記されたもの

② 業務の実施状況

ア 展示商談会開催時の様子（レポート・写真等）

イ 制作物に関する全素材データ（装飾物等に使用した写真・イラスト・印刷用入稿データ等）

ウ 商談実績（出展事業者の名刺交換枚数、商談件数、成約件数等）

③ 事業者アンケートの集計結果

(2) 権利の帰属

ア 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、委託者に帰属する。また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処理を行うこと

イ 本事業成果物等にかかる権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、委託者に帰属する。また、加工及び二次利用できるものとする。なお、合理的な理由がある場合はこの限りでないが、留保される権利について、委託者に無期限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと

6 その他

(1) 受託者は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め委託者と協議のうえ、仕様書変更の承認を得ること。本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議すること

(2) 受託者は、本仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従わなければならない

(3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議のうえ、書面によりこれを定める